

区域見直しについての説明資料

2012年8月25日

2012年8月26日

2012年9月 1日

2012年9月 2日

原子力被災者生活支援チーム

(1) 区域見直しについての基本的考え方

① 設定の基準

- ア) 避難指示解除準備区域(20ミリシーベルト/年以下)
空間線量率が3.8マイクロシーベルト/時以下
- イ) 居住制限区域(20ミリシーベルト/年超 50ミリシーベルト/年以下)
空間線量率が3.8マイクロシーベルト/時超 9.5マイクロシーベルト/時以下
- ウ) 帰還困難区域(50ミリシーベルト/年超)
空間線量率が9.5マイクロシーベルト/時超

② 使用データ

- ア) 航空機モニタリング結果から算出した線量データを用いる。
〔航空機モニタリングは、山林などの人や車によるモニタリングでは測定しにくい場所も含めて面的に一定範囲の平均線量を測ることが可能であり、区域見直しに適した測定方法であると考えられます。〕
- イ) 航空機モニタリング結果のみでは判断ができない場合には、必要に応じて、他のデータを参考に用いて検討する。

③ 区域見直しの単位

- ア) 新たな避難指示区域は、行政区、大字又は小字単位で設定する。
- イ) 複数の線量基準を満たす地域がある場合には、以下の方向で町と十分に協議の上、決定する。
 - A) 区域の大半を占める線量基準に合わせた単位で区域を設定する。一部の地域がより高い線量基準に該当する場合には、除染等の対応で基準値以下とすることを目指す。
 - B) 道路や川など物理的に確認できる目印を区域境界として用いる。

④警戒区域は解除、避難指示は継続

- 避難指示区域の見直しに伴い、警戒区域は解除される。
- 警戒区域解除後も、避難指示は継続され、賠償だけでなく、避難に伴う各種政策についても継続される。

⑤区域の移行

- 帰還困難区域について、将来にわたって居住を制限することを原則とし、少なくとも5年間は固定することとする。
- 居住制限区域について、年間積算線量が20ミリシーベルト以下であることが確実であることが確認された場合には、避難指示解除準備区域に移行する。

⑥区域見直しに伴って発生する課題への対応

- 防犯・防災対策など、区域見直しに伴って発生する課題に対しては、町としっかりと相談させていただき、一丸となって対応していく。
- 帰還困難区域への一時立入りについては、可能な限り住民の方々の意向に配慮した形で一時帰宅ができるよう、町とも十分協議をしていく。

⑦避難指示の解除

- 避難指示の解除は、線量のみならず、生活に必要なインフラや生活関連サービスが概ね復旧し、除染作業が進捗した段階で、町との十分な協議を踏まえて実施する。

(2) 区域の運用

【帰還困難区域】

帰還困難区域は、線量レベルが非常に高いことから、区域境界において、バリケードなど物理的な防護措置を実施し、住民に対して避難の徹底を求める地域。

従来と同様の一時立入りを実施する方針であるが、可能な限り住民の意向に配慮した形で実施することを検討中。立入りの際は、スクリーニングを確実に実施し、個人線量管理や防護装備の着用を徹底する。

【居住制限区域】

居住制限区域は、引き続き、住民の避難が求められる地域。

区域内への立入り等、具体的な運用は次のとおりであるが、年間積算線量が20mSvを越えるおそれがあることから、無用な被ばくを防ぐために、不要不急の立入りを控え、用事が終わったら速やかに区域から退出することが求められる。

1. 区域内でできる活動	2. 区域内でできない活動
<ul style="list-style-type: none">①主要道路における通過交通②住民の一時帰宅③公益を目的とした立入り(除染、防災上不可欠な施設や基幹道路等の復旧、防災・防犯を目的とした立入り等)④特例的に認められる事業の再開	<ul style="list-style-type: none">①本区域内での宿泊②その他左欄以外の活動

【避難指示解除準備区域】

避難指示解除準備区域は、引き続き、住民の避難が求められる地域。
区域内への立入り等、具体的な運用は次のとおり。

1. 区域内でできる活動	2. 区域内でできない活動
<ul style="list-style-type: none">①主要道路における通過交通②住民の一時帰宅③公益を目的とした立入り(除染、公的インフラの災害復旧、防災・防犯を目的とした立入り等)④復旧・復興に不可欠な事業の再開(警察、消防、金融機関、ガソリンスタンド等)⑤居住者を対象としない事業の再開(製造業等)⑥営農・営林の再開(稲の作付け制限及び除染の状況を踏まえて対応)⑦上記の諸活動に付随する事業の実施のための立入り(復旧・復興に向けた資機材の保守・修繕や荷物の運搬、廃棄物処理、自宅等の修繕工事等)⑧その他市町村長が復旧・復興に不可欠だと認める事業の再開	<ul style="list-style-type: none">①本区域内での宿泊②居住者を対象とする事業の再開(ただし、<ul style="list-style-type: none">1. ⑧に該当するものを除く)※病院、福祉・介護施設、飲食業、小売業、サービス業などについては、施設の新築や補修、資機材の搬入、在庫管理など、事業再開に向けた準備作業のみ可能③本区域外からの集客を主とする事業の再開(宿泊業、観光業等)④その他左欄以外の活動